

大分県民体育大会開催基準要綱

1 大会の趣旨

広く県民の間にスポーツを普及・振興させ、県民の健康増進と体力の向上を図り、明るく豊かな県民生活の形成に資するとともに、地方文化の高揚と地域の活性化に寄与しようとするものである。

2 主 催

大分県民体育大会（以下「大会」という）の主催者は、大分県・大分県教育委員会・公益財団法人大分県スポーツ協会・全市町村・全市町村教育委員会並びに全郡市体育・スポーツ協会とする。

3 主 管

大分県民体育大会実行委員会並びに公益財団法人大分県スポーツ協会加盟各競技団体とする。

4 大会の開催

- (1) 大会は、毎年1回開催する。
- (2) 大会は、ブロック持ち回り開催とし、次に示すブロックの範囲及び順番で開催する。ただし、事情により、開催が困難な場合は、別途、大分県民体育大会実行委員会に諮り決定するものとする。
ブロックの範囲及び開催順は次のとおりとする。
 - ① 県 北 （中津市・豊後高田市・宇佐市）
 - ② 別 杵 （別府市・杵築市・国東市・速見郡・東国東郡）
 - ③ 県 南 （佐伯市・臼杵市・津久見市）
 - ④ 豊 肥 （竹田市・豊後大野市）
 - ⑤ 久 大 （日田市・玖珠郡）
 - ⑥ 大 分 （大分市・由布市）

5 開催時期及び会期

- (1) 大会の時期は、冬季競技を除き9月中を原則とする。
- (2) 大会の期間は、3日以内を原則とする。
- (3) 災害等により、大会の中止、又は、期日を変更する場合は主催者等で協議のうえ、決定するものとする。

6 実施競技及び会場

- (1) 実施競技は、次のとおりとする。
水泳・ボート・セーリング・陸上競技・サッカー・テニス・ホッケー・ボクシング・バレーボール・体操・バスケットボール・レスリング・ウエイトリフティング・ハンドボール・自転車・ソフトテニス・卓球・軟式野球・相撲・馬術・柔道・ソフトボール・フェンシング・バドミントン・弓道・クレール射撃・ライフル射撃・剣道・ラグビーフットボール・山岳・スケート・アイスホッケー・銃剣道・アーチェリー・ボウリング・スキー・空手道・カヌー・ゲートボール・ゴルフ・なぎなた・グラウンドゴルフ・綱引の43競技とする。
- (2) 競技会場地については、ブロック内市町村の施設・宿舍・輸送等の事情により決定する。
ただし、会場等都合により実施が困難な競技は、他のブロックで実施することができるものとする。

7 形 式

- (1) 競技は原則として郡市対抗とする。ただし、参加チームが5郡市に満たない競技は公開競技（非採点競技）とする。
- (2) 競技の採点規定は別に定める。

8 大会の参加及び参加資格

(1) 参加

- ア 各競技団体は、その特性に応じて、性別・年齢別等県民の各層が広く参加できるよう配慮する。
- イ 大会の参加は、冬季・本大会とも1人1競技とする。

(2) 参加資格

- ア 大分県に在住する社会人及び学生で、なおかつ、アマチュア競技者とし国籍は問わない。
- イ 年齢の基準は、当該年4月1日現在の満年齢とする。
- ウ 通信制・定時制・工業高等専門学校等の生徒で、満19歳以上の者は社会人とみなす。
- エ 郡市対抗競技に参加する競技者の帰属は、大会開催日から3ヶ月以上前の住民登録による現住所とする。
- オ 県内の大学生及び大分工業高等専門学校4・5年生は、原則として出身中学校郡市から出場するものとする。
ただし、次の者は居住郡市から出場できる。
 - (ア) 県内に在住し、県外大学に通学している者
 - (イ) 県外出身者で、県内の大学及び高等専門学校に在学する者
- カ 休暇で帰省した競技者の参加は認めない。
- キ 原則として、スポーツ安全保険等傷害保険に加入した者でなければ参加できない。

(3) 不正出場した場合の処置

- ア 団体競技
試合の途中、不正が発覚した場合は、当該郡市を失格とし最下位とする。試合終了後発覚した場合は、失格で最下位となるが、当該郡市と対戦した郡市の繰上げは行わない。
- イ 個人競技
競技終了（成績発表）までに発覚した場合、当該郡市を最下位とする。他郡市は、再計算により順位を決定する。

9 式 典

大会の式典は、大会第1日目の開始前に総合開会式を大会最終日の競技終了後に総合閉会式を実施する。

(1) 総合開会式

式典の順序は、おおむね次の基準による。

- | | | | |
|--------|------------|------------|-----------|
| ア 開式通告 | イ 国旗・大会旗入場 | ウ 役員・選手団入場 | エ 開会宣言 |
| オ 国旗掲揚 | カ 県旗・郡市旗掲揚 | キ あいさつ | ク 祝 辞 |
| ケ 選手宣誓 | コ 表 彰 | サ 閉式通告 | シ 役員選手団退場 |

(2) 総合閉会式

式典の順序は、おおむね次の基準による。

- | | | | |
|--------|------------|------------|-------|
| ア 開式通告 | イ 役員・選手団入場 | ウ 成績発表 | エ 表 彰 |
| オ あいさつ | カ 閉会宣言 | キ 役員・選手団退場 | |

10 表 彰

総合成績・部別成績・躍進成績については総合閉会式で、競技別成績については各競技会場で表彰する。

(1) 総合成績

総合成績第1位～第8位まで。

(2) 部別成績

前年度成績によるA(5郡市)・B(5郡市)・C(6郡市)各部別第1位～第3位まで。

(3) 躍進成績

躍進成績第1位～第3位まで。

ただし、前年度総合優勝の郡市は躍進成績の対象外とする。

(4) 競技別成績

- ア 各競技ごと、男女別・男女総合成績第1位～第3位まで。
- イ 各競技の種目及び各種別内の種目の第1位～第3位まで。

11 参加申込

- (1) 各郡市体育・スポーツ協会において、選抜又は選考された者を所定の申込書により郡市体育・スポーツ協会長名で申し込むものとする。
- (2) 所定の申込み期限までに、申し込むものとする。
- (3) 申込み終了後の選手変更は、当該年度の大会実施要項に定められた期限までとする。
なお、選手の追加については、エントリー内である場合のみ認める。

12 郡市役員の編成

参加郡市役員の編成は、原則として次のとおりとする。

団長1名・副団長2名・総監督1名・総務3名・顧問5名以内とし、競技監督等については別に定める。

13 大会の経費

大会の準備及び運営に要する経費は、大分県教育委員会・公益財団法人大分県スポーツ協会・大分県スポーツ協会加盟各競技団体でまかなうものとする。

(附則)

昭和55年	2月15日	一部改正	
昭和58年	2月28日	一部改正	
昭和61年	1月21日	一部改正	
平成元年	1月18日	一部改正	(大会の開催・了解事項)
平成2年	1月22日	一部改正	(大会の規模)
平成3年	1月29日	一部改正	(大会の規模・実施競技)
平成4年	1月22日	一部改正	(大会の規模・参加申込方法)
平成6年	3月4日	全面改正	
平成13年	2月28日	一部改正	(実施競技名・選手変更期限)
平成14年	1月24日	一部改正	(主管・大会の開催・競技会場地・式典・経費)
平成17年	3月18日	一部改正	(大会の開催・競技会場地・形式・参加資格・式典・表彰)
平成18年	3月3日	一部改正	(実施競技・式典・表彰)
平成19年	3月14日	一部改正	(表彰)
平成19年1	1月26日	一部改正	(参加資格・表彰)
平成21年	3月24日	一部改正	(参加資格)
平成22年	2月16日	一部改正	(大会の開催・競技会場地)
平成26年	2月7日	一部改正	(参加資格)
平成27年	2月3日	一部改正	(参加資格)
平成30年1	1月26日	一部改正	(参加申込)